

就学支援金（授業料無料制度）の認定者は、対象外の制度となります。

このお知らせは、生徒様への教材等と一緒にご自宅へ既に郵送
させていただいているものです。申請をご希望の方がいらっし
ゃいましたら、5月22日（金）までにご連絡ください。

令和2年5月

高等学校 経営企画室

多子世帯における都立学校授業料等支援制度について

多子世帯における授業料等支援制度が今年度から始まりましたので、お知らせいたしま
す。本制度の申請を希望する場合は、申請書等の必要書類を学校から郵送いたしますの
で、2の申請方法にて経営企画室までご連絡ください。

1 対象世帯

保護者等の扶養する23未満の子が3人以上いる世帯で、所得制限により就学支援金
の対象とならない世帯（世帯年収目安910万以上）
詳細は、裏面をご確認ください。

2 申請方法（希望者のみ）

5月15日（金）までに経営企画室へ下記のいずれかの方法でご連絡ください。

【お電話の場合】

・連絡先 03-3622-0344（平日8:30~17:00）

【ご郵送の場合】

- ・任意の紙に、①学年、②クラス、③生徒氏名を必ずご記入ください。
- ・封筒の表面に「多子世帯支援制度希望」と朱書きしてください。
- ・宛先 〒131-0033 東京都墨田区向島3-37-25 本所高校 太田宛

3 【参考】提出書類（①及び②は、希望者の方のみに学校から郵送いたします）

- ①授業料等減免申請書
- ②扶養親族等状況届
- ③扶養する子全員の健康保険証のコピー

4 注意事項

- ・申請を希望しない場合は、ご連絡は不要です。
- ・申請書等の提出期限は、申請書等を郵送する際にご連絡いたします。